

平成27年度 ふれあいファミリアミーティング報告書（三増区）

平成27年9月13日（日）10時30分～ ◆会場 三増児童館 参加者◆14人（男14人・女0人）

行政区出席者◆加藤区長、小林副区长、小島副区长ほか、町内会長、町内会副会長

町側出席者◆小野澤町長、白井総務部長、平本民生部長、大成環境経済部長、橋本建設部長、佐藤教育次長、沼田消防長、

行政推進課行政管理班職員、総務課広報広聴班職員

	意見・要望要旨	当日の回答要旨(町長)	担当課	処理状況など
1	雑草を刈った後、枯れると火災などの心配があります。三増区は雑草火災が多いので、対応策はありませんか。	土地の所有者に町から連絡するなど、対応を考えます。	消防課	刈り取った草の量や場所、気象状態などから危険性を判断し、土地所有者などに連絡します。
2	道場原付近の雑草がひどい。道路にかかっている通行に支障があるので、対応をしてください。	【総務部長】 農業委員会で定期的にパトロールをし、所有者に連絡して、草刈りをしてもらっているの、再度連絡します。	農業委員会	該当農地の所有者には、9月17日に草刈り依頼の通知をしました。 雑草が道路にはみ出ている部分については、9月15日に農政課で草刈りを実施しました。 引き続き、農業委員会と農政課が連携し、定期的に農地パトロールを実施するとともに、農業委員会で農地利用状況調査を行い、遊休荒廃農地の解消に努めます。
3	農協でお茶を栽培しているが、農薬の散布の時に近隣に事前の周知がありません。以前は作業日時や農薬の情報などを周知していました。農協に指導をお願いします。	事前の周知を徹底していただくよう、農協に連絡します。	農業委員会	農協へ農薬散布の事前周知を依頼しました。
4	圏央道ができて、県道の交通量がどうなったのか教えてください。	特別な調査はしていません。分かりましたらご連絡します。 【建設部長】 国道16号や129号などは、国土交通省で調査しており、交通量が大幅に減っています。町内はあまり影響がないと感じています。	道路課	同左
5	三増を抜けて、津久井の県道にぶつかる丁字路ですが、上り坂でカーブになっています。改良の計画はないですか。	現在のところ計画はありません。難しいと思います。	道路課	同左

	意見・要望要旨	当日の回答要旨(町長)	担当課	処理状況など
6	先ほどのお茶の関係ですが、茶畑が点在していて、その隣で新規就農者が無農薬栽培をしているところもありますので、ぜひ農協へ指導をお願いします。	承知しました。	農業委員会	農協へ農薬散布の事前周知を依頼しました。
7	三増区内に新しい産廃業者が入って工事作業中ですが、隣接する方が騒音や振動に悩まされています。町として何か対応できませんか。	現状を確認し、対応します。 【建設部長】 最終処分の中間業者で、現在、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の許可を申請中と聞いています。稼働はまだ先になるとは思いますが、確認して対応します。	環境課 都市施設課	9月22日に三増区長をはじめ区の役員や近隣住民の方とともに現地に赴き、事業者から事業内容などについて説明を受けました。また、地元説明会の開催をお願いし、了承を得ました。今後、振動や騒音、粉じん等の発生が著しい場合には、県と連携して対応をしております。
8	箕輪辻交差点ですが、大雨が降ると冠水します。対応は。	排水の限界で、短時間に降るゲリラ豪雨などには対応できていないのが現状です。道路拡幅の際に排水の工事もしましたが、再度県へ要望します。	道路課 下水道課	同左
9	県道の歩道を広げないと、高校生などが多く危険です。	毎年、県へ要望しています。	道路課	同左
10	県道の歩道の段差が高いので、整備をお願いします。		道路課	同左
11	除雪対応で、民間の機械も使うとのことですが、協力する際の人身事故などへの対応が心配です。	物損事故などは、保険で対応できます。協力していただく際に心配事がないよう再度検討させてください。	道路課	除雪対応の協定を締結させていただいた民間の方については、町が対人・対物の損害賠償保険に加入し、保険対応ができるようにしています。

	意見・要望要旨	当日の回答要旨(町長)	担当課	処理状況など
12	先日(9月9日)の大雨で、町から半原・田代地区へ「避難準備情報」が発令されましたが、田代の知人に連絡したところ知りませんでした。周知はどのようにしたのですか。	町では、防災行政無線放送、メール配信、パトロール車による広報などをしました。皆さんも積極的に情報を得る努力をしていただければと思います。	危機管理課	左記の対応のほか、NHKのデータ放送や民放テレビ局による字幕表示、インターネット(ヤフー)による周知なども行っていますので、皆さんも積極的に情報を得る努力をしていただければと存じます。

■マイナンバー関連質問

	意見・要望要旨	当日の回答要旨(町長)	担当課	処理状況など
1	写真入りのカード(個人番号カード)は、強制的に作らなければいけないのですか。	【行政推進課】 強制ではありません。個人番号カードを作りますと、1枚のカードでマイナンバーを確認でき、本人確認の証明としても使用できるため、作成をお願いしています。	行政推進課 住民課	同左
2	個人番号カードの利用で、消費税が還付されるということですが、詳細は。	【行政推進課】 国において検討中の段階で、町の方に詳細な情報はきていませんので、現在は分かりません。分かり次第、皆さんに周知します。	行政推進課	同左
3	マイナンバーが始まると情報の漏洩が心配です。町のセキュリティーの対策は大丈夫ですか。また、個人がカードを使用する際のスキミングなどの心配はないですか、	【行政推進課】 町の住民票情報や税、福祉の情報などのシステムは、外部と接続していませんので、そこから情報が漏れるということはありません。職員についてはセキュリティー研修などで対策しています。 また、個人番号カードのICチップに格納されているのは、住所・氏名・生年月日・性別等の情報であり、カードから所得などさまざまな情報が漏れることはありません。また、それぞれの機関で使用する際にはマイナンバーがそのまま使われるのではなく、番号を機関ごとに読みかえて使用するため、番号を知られたことにより、情報が漏れてしまうものではありません。けれども大切なカードなので、個人でしっかりと管理してください。	行政推進課	同左
4	住民票などの証明書は、個人番号カードがなくても、今までどおりに紙の申請書で請求できますか。	【行政推進課】 これからも紙の申請書で請求できます。	行政推進課 住民課	同左